

プロフェッショナル人材戦略拠点事業人材ビジネス事業者登録要領

（目的）

第1条 この要領は、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）が兵庫県から委託を受けたプロフェッショナル人材戦略拠点事業（以下「本事業」という。）を実施するために設置した「ひょうご専門人材相談センター」において、県内中小企業とプロフェッショナル人材とのマッチング等で連携する職業紹介事業者（以下「人材ビジネス事業者」という。）の登録について、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

(1) プロフェッショナル人材

専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの取組みを通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材

(2) 人材ビジネス事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条及び第33条に規定する職業紹介事業者で、この要領によりセンターに登録した事業者。ただし、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が資本金及び基本金等の2分の1以上を出資している法人を除くものとする。

(3) 人材紹介手数料

前号の人材ビジネス事業者が、法第32条の3第1項各号の規定に基づき求人企業から受ける手数料

（業務）

第3条 本事業において、登録された人材ビジネス事業者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) ひょうご専門人材相談センターが掘り起こした中小企業の人材ニーズとプロフェッショナル人材とのマッチング
- (2) プロフェッショナル人材を採用した中小企業及びプロフェッショナル人材に対するフォローアップ
- (3) 本事業を効果的に運用するため設置する兵庫県プロフェッショナル人材戦略協議会の取組みへの協力
- (4) その他センター理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める業務

（登録手続）

第4条 登録を受けようとする職業紹介事業者は、人材ビジネス事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 職業紹介事業許可証の写し
- (2) 職業紹介事業者の概要が分かるもの
- (3) 求職及び求人の申込方法が分かるもの
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの

- (5) プロフェッショナル人材のマッチング及びフォローアップの実施体制及び実施方法が分かるもの
 - (6) 職業紹介の実績が分かるもの
 - (7) 個人情報の管理に関するもの
 - (8) その他理事長が必要と認めるもの
- 2 理事長は、前項の申請書類及び必要に応じて行う面接等のヒアリング調査に基づき、審査の上、人材ビジネス事業者を登録する。
- 3 理事長は、人材ビジネス事業者のプロフィール等を記載した登録名簿を作成し、センターホームページ等で公開するものとする。
- 4 登録名簿の有効期間は、当該事業年度内とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、プロフェッショナル人材戦略拠点事業が継続する期間の範囲内で更新することができるものとする。

(登録の基準)

第5条 センターに登録する人材ビジネス事業者は、次の(1)から(5)までのすべての基準を満たすものとする。

- (1) 職業紹介事業の許可を有すること
- (2) ひょうご専門人材相談センターと連携してプロフェッショナル人材のマッチングを円滑に行える体制があること
- (3) 職業紹介の実績及び雇用契約の成立実績が相当程度あること
- (4) プロフェッショナル人材を採用した中小企業及びプロフェッショナル人材に対するフォローアップを少なくとも6ヶ月以上行えること
- (5) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他理事長が適当でないと認めた者に該当しないこと

(人材ビジネス事業者の義務等)

第6条 人材ビジネス事業者は、本事業の中で知り得た中小企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。本事業終了後も同様とする。

- 2 人材ビジネス事業者は、プロフェッショナル人材に関するマッチングの成立状況及びフォローアップの状況を、毎月末日で締めて翌月10日までにプロフェッショナル人材マッチング等状況報告書(様式第2号)によりセンターに報告しなければならない。
- 3 人材ビジネス事業者は、前項の規定によるプロフェッショナル人材の個人情報が記載された報告書の提出のほか、必要に応じて個人情報をセンター、兵庫県及び国へ提供することについて、あらかじめ当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ておかなければならない。

(変更届)

第7条 人材ビジネス事業者は、職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があったときは、変更届(様式第3号)により速やかにセンターに届け出するものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新をしたとき
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をしたとき

(登録の取り下げ)

第8条 登録した人材ビジネス事業者は、本事業への登録から削除を希望する場合には、登録の取り下げ申請書(様式第4号)をセンターに提出するものとする。

(登録の取り消し)

第9条 理事長は、登録した人材ビジネス事業者が、次に掲げるいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 職業紹介事業を廃止した場合
- (2) 法第32条の7に規定する許可の取消し等に該当した場合
- (3) 登録の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- (5) 本事業の中で知り得た中小企業の秘密を漏らした場合
- (6) この要領その他法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- (7) その他人材ビジネス事業者として不適格と認められる場合

(調査等)

第10条 センターは、この登録に関する事項について、随時に人材ビジネス事業者に対する調査を行い、又は必要な報告を求めることができるものとし、人材ビジネス事業者はこれに協力しなければならない。

(免責)

第11条 センターは、人材ビジネス事業者が行うプロフェッショナル人材とのマッチングに関して、損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年12月28日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。